

国立大学法人東京外国語大学学術情報基盤委員会規程

〔平成21年 7月28日〕
規 則 第148号

改正 平成22年 9月28日規則第49号 平成24年 3月27日規則第34号
平成27年 3月24日規則第14号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、学術情報基盤（以下「基盤」という。）の適切な運営を推進するために、学術情報基盤委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における学術情報の収集、管理、発信の方針に関する事項
- (2) 本学における情報基盤システムの整備および運用の方針に関する事項
- (3) 基盤、附属図書館および総合情報コラボレーションセンターの運営方針に関する事項
- (4) 基盤、附属図書館および総合情報コラボレーションセンターの予算に関する事項
- (5) 基盤、附属図書館および総合情報コラボレーションセンターに係る規程の制定・改廃に関する事項
- (6) 基盤、附属図書館および総合情報コラボレーションセンターの施設・設備・資料に関する事項
- (7) その他基盤、附属図書館および総合情報コラボレーションセンターの運営に関し必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 総合情報コラボレーションセンター長
- (3) 情報化統括責任者（CIO）
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) 言語文化学部長
- (7) 国際社会学部長
- (8) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (9) 留学生日本語教育センター長
- (10) 保健管理センター所長
- (11) 事務局長

2 前項に掲げる者のほか、委員会が必要と認める者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場

合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学術情報課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学図書館委員会規程（平成18年規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。